

## 鶴岡市文化会館整備検討委員会委員

(敬称略)

氏名	所属等	区分
たか 谷 時 彦	東北公益文科大学大学院教授	有識者
ひ 樋 渡 美 智 子	鶴岡市中央公民館運営審議会委員長	〃
さ 藤 進	羽黒地域審議会会長	関係機関・団体等
お 奥 井 厚	温海地域審議会会長	〃
やま 山 田 登	鶴岡市町内会連合会会長	〃
ま 前 田 勝	榎引区長会会長	〃
すが 菅 原 一 浩	鶴岡商工会議所専務理事	〃
やま 山 崎 誠 助	鶴岡市芸術文化協会会長	〃
こ 小 林 功	藤島芸術文化振興会会長	〃
わた 渡 部 巖	朝日芸術文化振興協会会長	〃
お 大 久 保 紀 子		公募委員
かき 柿 崎 泰 裕		〃
い 齋 藤 瑞 穂		〃
み 三 浦 譲		〃
むら 村 山 智 昭		〃

【任期】平成23年6月1日から平成24年3月31日

## 鶴岡市文化会館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市文化会館（以下「文化会館」という。）の改築整備に向けて基本計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、鶴岡市文化会館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)文化会館改築整備の基本計画に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、改築に関して市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、地方公共団体の議会の議員又は常勤の公務員である者を除く。

- (1)識見を有する者
- (2)関係機関・団体等の代表又は構成員
- (3)公募による者

3 前項第3号に掲げる委員は、5人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。